

買受書 兼 受領書

平成 年 月 日

(売払者) 富士見市長

(買受者) 住所 _____

氏名 _____

印

私は、平成30年7月5日に執行したインターネット公有財産売却入札の物件を下記の条件で
買い受けるとともに、確かに受領しました。

記

1. 物件番号 _____ 品 名 _____
2. 売買代金 ¥ _____ 円
3. 本件の売買の成立と同時に買受者が納付した入札保証金は、契約保証金として充当し、契約保証金は売買代金の一部に充当する。
4. 買受者は、平成30年7月19日14時30分までに売買代金から契約保証金に相当する額を減じた額 ¥ _____ 円を一括して売払者の指定する金融機関に納付しなければならない。なお、納付に係る振込み手数料等は、買受者の負担とする。
5. 本件の所有権は、買受者が売買代金の支払を完納したときに売払者から買受者に移転するものとする。
6. 売買物件は、売払者が指定する場所において現状有姿のまま引き渡す。引渡しに当たり、買受者は売払者に対し、本人確認書類及び納入通知書兼領収書を提示しなければならない。
7. 売買物件が車両の場合、引渡し日から30日以内に買受者が移転登録手続き等を行い、手続き完了後に自動車検査証の写し等の関係書類を売払者に提出しなければならない。(解体、輸出等する場合においては、それらを証する登録証明書の写し)
8. 売買物件が車両の場合で、車体に市名が書かれている場合は、買受者は、引渡し日から30日以内にその部分を消去し、売払者の確認を受けなければならない。
9. 買受者は、この契約の締結の時からこの物件の引渡しの時までにおいて、売払者の責めに帰すことのできない事由によりこの物件が滅失し、又は棄損した場合には、売払者に対して契約の解除又は売買代金の減額について相互協議するものとする。
10. 買受者は、この物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額、損害賠償の請求及び瑕疵補修請求並びに契約の解除をすることができない。
11. 売払者は、買受者が本書に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。この場合には、買受人が既に納付した契約保証金は売払者に帰属する。
12. 売払者は、前項の規定において損害を被ったときは、その損害に相当する金額を買受者に対し請求することができる。
13. この契約の締結並びに履行等に関して必要な費用は、全て買受者の負担とする。
14. この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、売払者及び買受者の両者の協議により決定する。

買受書 兼 受領書

記入例

平成30年〇月〇〇日

(売払者) 富士見市長

(買受者) 住所 埼玉県富士見市鶴馬 1800-1

氏名 富士見太郎



私は、平成30年7月5日に執行したインターネット公有財産売却入札の物件を下記の条件で
買い受けるとともに、確かに受領しました。

記

1. 物件番号 富士見 30-2-1 品 名 マツダ ポンゴ
2. 売買代金 ¥ 9,000 円
3. 本件の売買の成立と同時に買受者が納付した入札保証金は、契約保証金として充当し、契約保証金は売買代金の一部に充当する。
4. 買受者は、平成30年7月19日14時30分までに売買代金から契約保証金に相当する額を減じた額 ¥ 8,100 円を一括して売払者の指定する金融機関に納付しなければならない。なお、納付に係る振込み手数料等は、買受者の負担とする。
5. 本件の所有権は、買受者が売買代金の支払を完納したときに売払者から買受者に移転するものとする。
6. 売買物件は、売払者が指定する場所において現状有姿のまま引き渡す。引渡しに当たり、買受者は売払者に対し、本人確認書類及び納入通知書兼領収書を提示しなければならない。
7. 売買物件が車両の場合、引渡し日から30日以内に買受者が移転登録手続き等を行い、手続き完了後に自動車検査証の写し等の関係書類を売払者に提出しなければならない。(解体、輸出等する場合においては、それらを証する登録証明書の写し)
8. 売買物件が車両の場合で、車体に市名が書かれている場合は、買受者は、引渡し日から30日以内にその部分を消去し、売払者の確認を受けなければならない。
9. 買受者は、この契約の締結の時からこの物件の引渡しの時までにおいて、売払者の責めに帰すことのできない事由によりこの物件が滅失し、又は棄損した場合には、売払者に対して契約の解除又は売買代金の減額について相互協議するものとする。
10. 買受者は、この物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額、損害賠償の請求及び瑕疵補修請求並びに契約の解除をすることができない。
11. 売払者は、買受者が本書に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。この場合には、買受人が既に納付した契約保証金は売払者に帰属する。
12. 売払者は、前項の規定において損害を被ったときは、その損害に相当する金額を買受者に対し請求することができる。
13. この契約の締結並びに履行等に関して必要な費用は、全て買受者の負担とする。
14. この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、売払者及び買受者の両者の協議により決定する。